

改訂のポイント④ よりわかりやすい構成(記載内容整理・名称変更等)

改訂のポイント④ よりわかりやすい構成(記載内容整理・名称変更等)

- 設計者や事業者等においてガイドラインの活用が促進されるよう、基準等を探しやすくするために記載内容を再整理するとともに、内容を想起しやすい名称への変更、「当事者参画」「既存改修」に係る項目の分冊化等を行う

【改訂の考え方】

◆ 記載内容の再整理

基準等を探しやすく

- 義務基準と併せて、望ましい基準や解説図が確認できるようレイアウト等を再構成
- 情報にたどり着きやすくするため、インデックスを追加 等

➡次ページ

◆ 名称変更

内容を想起しやすく

- 設計者や事業者に配慮を求めるバリアフリー対応に特化した指針であることを明確化

(旧)

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン

(新)

福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン(仮称)

◆ 分冊化

使いやすく

- ニーズに応じて容易に使い分けことができるよう、項目ごとに分冊化

ガイドライン(本編)

+

「当事者参画による設計・計画」編(別冊)

「既存施設(小規模店舗)の改修」編(別冊)

ガイドライン記載内容の再整理

【現行ガイドラインに対する主な意見】※設計者ヒアリング

- ✓ 義務基準を確認するために使用する場面が多く、望ましい基準に気づきにくい
- ✓ 基準と解説図をセットで確認したい、なぜこの基準が必要か理解しておきたい 等



設計者

現行

- 義務基準(●)と望ましい基準(○)を分けて記載
- 基準と解説を別セルに配置
- 解説図の一覧を別表で整理

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備		条 例 道 条 例 第 16 条 第 18 条 条 例 第 22 条 第 24 条
建築物移動等円滑化基準		解説
仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454 がある。
段	●段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。	
傾斜路	●傾斜路イ 勾配 1/12 を超え、かつ、勾配が 1/12 以下となる傾斜路は、傾斜路全体を、色、色相又は明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。	
●傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。		柱等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止。

義務基準

解説

望ましい整備		解説
動線計画	○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 ○歩道と車道及び敷地の境界の段を解消する。	やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。 クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。 駐輪場と駐車場の経路が、出来れば分離する。
○車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。		
○高齢者、障がい者等他の利用者が同じ経路を利用できるように、な通路を別に設けたりしない。		
○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。		砂利敷、飛石、小段等は車椅子使用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルールを確保できるようにすること。

望ましい基準

解説

解説図一覧	
図 1.1 敷地内の通路の有効幅員	●○
表 1.1 傾斜路の床仕上げの例	○
図 1.2 アプローチ(高低差がない場合)	●○
図 1.3 傾斜路	●○
図 1.4 傾斜路の立ち上がりと手すり	●○
図 1.5 機能面の仕様	○

解説図一覧

改訂案(主なポイント)

- ① 基準、設計時に参考となる内容、解説を一目で確認できるよう記載
- ② 義務基準(●)と推奨基準(○)を一体的に整理
- ③ 参照図表番号を基準や解説の横に配置
- ④ 記載順を「基本的な考え方→チェック項目→基準・解説」に見直し
- ⑤ ページの端部に見出しを追加 等

1 敷地内の通路 (政令第 16 条・18 条 条令第 22 条・24 条)

■基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。
その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

チェック項目(義務基準)

①表面は滑りにくい仕上げであるか	④
②段がある部分	—
(1)手すりを設けているか	
(2)識別しやすいものか	
(3)つまずきにくいものか	
③傾斜路がある部分	—
(1)手すりを設けているか (勾配 1/12 を超え 又は高さ 16 cm を超え、かつ、1	

整備基準(1/3)

項目	●義務 ○推奨	内容 (→解説)	参照 図表
仕上げ	●	・表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。 →床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454 がある。	① 表 1.1 図 1.1
段	●	・段がある部分は、次に掲げるものであること。 イ 手すりを設けること。 ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 移動等円滑化経路 ・移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	③
傾斜路	○	・傾斜路イ 勾配 1/12 を超え、かつ、勾配が 1/12 以下となる傾斜路は、傾斜路全体を、色、色相又は明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。	
傾斜路の立ち上がり	○	・傾斜路の立ち上がりは、高さ 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/12 を超え、かつ、勾配が 1/12 以下となる傾斜路は、傾斜路全体を、色、色相又は明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。	

敷地内の通路